

後土御門天皇女房奉書（第二紙闕）

実隆公記紙背文書
明応三年八月五日裏

【釈文】

〔端裏銘〕
「仰 明応三六十七」

この御さうし、みなにかゝせられ候へは、人すたり候はず候、あつきおりふしにて候へとも、
一てうあそは（返シ書）してまいらせられ候へく候、又よ（上）へのかみのおそろしき、おほしめしより候はぬ
やうに候つる、いつくへをち候とは御きゝ候はぬやらんと申とて候、かしく、

【漢字仮名交じり文・現代仮名づかいに直すと】

この御草子、皆に書かせられ候えば、人数足り候わず候。暑き折節にて候えども、一帖遊ばしてまいらせられ候べく候。又昨夕の神の恐ろしき、思し召しより候わぬように候つる。何処へ落ち候とは御聞き候わぬやらんと申とて候。かしく。

【現代語訳すると】

この御草子は皆に書かせていらつしやいますが、人数が足りません。ちょうど暑い時期ですが、一帖をお書きなさって御進上してください。また昨夜の雷のおそろしきは、思いも寄らないものでした。どこかへ落ちたかお聞き及びではないでしょうかと伝えよとのことです。かしく。

【解説】

『実隆公記』明応三年（一四九四）八月五日条の裏面に残されたもので、後土御門天皇が三条西実隆に対して書物の分担書写を命じている。同年八月記は、わずか二紙で、二紙目は四日条の末尾二行と五日条の「晴、早朝退朝、行水則詣北野」の一行だけで、ほとんどが余白である。八月記はわずか五日しか書かれなかったのだ。冒頭「明応三年八月」の一行は、料紙の右端に位置し、明らかに巻の起筆にかかる。八月記は、通常秋記のうちとして七月記に続いて書かれるはずだから、新たに巻を始めたことは、七月記を書いていなかったことを示唆する（同年の『実隆公記』は、ほかに正月・二月の分しか残っていない）。つまり、実隆はこのころ日記を断続的にしか記していなかったと思われる。日記本文と紙背文書との時間差が一箇月半という、前

後の時期に比べると長期にわたっている理由はそこにある。なお、前日の雷の激しさについては、『御湯殿上日記』に「夜に入て神またけうくしうなる」と見えている。